

令和2年3月

当座預金をご利用のお客様

盛岡信用金庫

### 「当座勘定規定」の一部改正のお知らせ

当金庫では、令和2年4月の改正民法（債権法）施行を踏まえ、取引内容を明確にするため、当座勘定規定を改正いたします。

また、全銀システムの稼働時間の拡大<sup>\*</sup>に伴い、当金庫では「当座勘定規定」に「当座預金への入金時限」を従来通り15時までとする旨明記する改正を併せて行いましたのでお知らせいたします。この改正による当座預金の取扱いに変更はありません。

なお、改正後の規定は、すでにお取引いただいているお客様および「専用約束手形口（マル専手形）」をご利用のお客様にも適用されますことを申し添えます。

改正内容につきましては、下記をご覧ください。

敬具

※当金庫では決済資金明確化のため、窓口営業時間終了後から翌営業日の営業開始時間まで、ATM振込およびIBによる当座預金への即時振込入金を受付していません。

#### 記

#### 1. 改正する規定

当座勘定規定 一般用  
当座勘定規定 専用約束手形口用

#### 2. 改正日

令和2年4月1日（水）

#### 3. 主な改正内容

##### （1）民法改正に関する改正内容

##### ① 契約の成立条件を追加

当座勘定取引のご契約をいただく際の、各規定の取引における契約成立条件を追加しました。

（当座勘定取引契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

##### ② 代理人の行為能力に関する当金庫への届け出義務を追加

制限行為能力者が他の制限能力者の法定代理人である場合に、代理行為の取消を認める規定ができたため、当金庫に対して届け出をいただく条件を追加しました。

※下線部を追加します。

（成年後見人等の届出）

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも同様に当店に届出てください。

③ 規定の変更方法を追加

当座勘定規定を変更する場合の公表の方法及び公表時期等を追加しました。

(規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当金庫ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

(2) 反社会的勢力との取引謝絶に関する条項の追加

「当座勘定規定 専用約束手形口用」へ、反社会的勢力との取引謝絶に関する条項を追加しました。本条項は「当座勘定規定 一般用」と同一の内容となります。

(3) 全銀システムの稼働時間の拡大に関する条項の追加

当座勘定への入金時限を明記する改正を行いました。

(支払の範囲)

- (1) 省略
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。

以上